

令和元年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会1-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処					
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。					
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。また, 優越的地位の濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	244,544	243,798	217,096	
		補正予算(b)	0	-144	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	244,544	243,654		
執行額(千円)	187,178	193,009				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説					

測定指標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	目標達成
		1.9か月	1.7か月	2.0か月	1.9か月	1.7か月		
	年度ごとの目標値	原則2か月以内						
	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり
		別紙2のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	優越的地位濫用事件の平均処理期間	実績値					評価対象年度	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	目標達成
		45日	47日	36日	41日	48日		
	年度ごとの目標値	原則50日以内						
優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度~30年度	相当程度進展あり	
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成28年度から平成30年度における事件処理において、それぞれ、11件、13件、8件の法的措置を採ったところ、平成26年度、27年度の法的措置件数(それぞれ10件、9件)と比較して横ばいとなっている。一方で、平成28年度から平成30年度までの間においては、平成29年度及び平成30年度には、デジタルプラットフォーム等々のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件に積極的に取り組み、違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した事件がそれぞれ1件、3件あったこと、3年度にわたり、それぞれ10件、3件、3件の警告を行ったこと、平成29年度には1件の刑事告発を行ったこと、また、各年度において、約749億円、約654億円及び約29億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。</p> <p>3品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則2か月以内を達成した。</p> <p>また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処状況としての注意件数は、年々減少しているものの、申告件数が大幅に減少していることを踏まえれば、独占禁止法への理解が高まり独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したこともあるものと推測され、相当程度進展があったものと考えられる。</p> <p>優越的地位濫用事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則50日以内を達成した。注意件数も、年々増加しており、相当程度進展があったものと考えられる。</p> <p>以上のとおり、平成28年度から平成30年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処や優越的地位濫用事件の効率的かつ効果的な対処を行っていることから、独占禁止法違反行為を排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>法的措置の件数それ自体はおおむね横ばいであるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置やそれに限らない形で柔軟に競争上の問題を解消させたこと、不当廉売事案について、その処理期間が短縮されていること、優越的地位濫用事件について、目標処理期間を達成しつつ注意件数が年々増加していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。</p> <p>法的措置を採った全事件の平均事件処理期間について、前回の平成28年度の政策評価において、平成27年度において平均処理期間が約20か月と大幅に長期化したことの要因として、直接訴訟制度の移行に伴いより慎重な立証を行わざるを得なかったことが原因であると分析し、この点について、適切な立証水準の見極めとより効率的な事件審査の必要性を課題としていたが、平成28年度以降の平均処理期間は、平成27年度と比べて大幅に短縮しており、より効率的な事件審査や意見聴取手続を行ったと評価できると考えられる。</p> <p>また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化していることから、今後も、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。</p> <p>さらに、優越的地位濫用事件については、目標処理期間を達成しつつ、注意件数が年々増加していることから、今後も、より一層、効率的かつ効果的な処理に努めていく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処、優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的な対処を推進し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。</p> <p>【測定指標】</p> <p>引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとする。</p> <p>また、平成30年12月30日に施行された「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(TPP整備法)により、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続(以下「確約手続」という。)が導入され、今後は同手続による事件処理も行われるようになることが見込まれる。そのため、確約手続による事件処理件数や保護された消費者利益額を実績値に加えていくこととする。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事案処理の迅速性を強調するのではなく、公正取引委員会が行った判断の「妥当性」を評価してはどうか。例えば、何らかの「適切な価格設定」といえる水準を想定し、そのような行動が関連する事業者でとられているかどうかを、事後のヒアリング等で確認してはどうか。(中村委員) (通常、排除措置命令等を行うことで、事業者が違反行為を取りやめるため、その後の事業者の行動等を確認していない。今年度、官房総務課と協力しながら、特定の事件で法執行が市場に与えた影響を把握する取組を行っている旨回答した。) ・日刊新聞の報道量は、何を測定するための測定指標なのか。何か目的があり、それを測るための指標であると思うので、その目的を評価に記載してはどうか。(田辺委員) (意見を踏まえ、実績評価書14頁「(エ)まとめ」27行目ないし30行目に加筆を行った。) ・フリーランスで働く人が増えると、今までは労働法で守られてきたような人が守られなくなる。その際により重要になるのは競争法の役割だと思うので、そうした人たちに対して独占禁止法等の競争法の情報を積極的に周知することで、申告件数を増加させられるのではないかと。(小林委員) (フリーランスの取引で独占禁止法上問題となり得る行為として優越的地位の濫用が挙げられる。優越的地位の濫用の被害者は独占禁止法違反と認識していたとしても報復を恐れて申告をしない場合があるもの、フリーランスの取引は独占禁止法の問題となり得ることを引き続き周知していきたい旨回答した。) ・事業者が、違反行為の認定に納得をしたのか、又は違反行為の認定に納得せずに審判や取消訴訟を提起したのか、その違いを分析することで公正取引委員会の判断の妥当性を検証してはどうか。(池谷委員) (把握している限り、そもそも違反行為に当たらないとして、事業者が審判又は取消訴訟を提起した事案はそれほど多いわけではないと承知している旨回答した。)
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成28年度から平成30年度)</p> <p>(注) 前記資料は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>管理企画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>管理企画課長 品川 武</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成31年4月～令和元年6月</p>
--------------	--------------	----------------------------	--------------------	-----------------	-----------------------

	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
測定指標 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。
	申告件数(小売業(注1)に係る不当販売申告及び優越的地位濫用事件申告を除く。)[1,004件]	① 同左[944件]	① 同左[939件]	① 同左[955件]	① 同左[750件]
	② 事件処理件数(法的措置)[10件]	② 同左[9件]	② 同左[11件]	② 同左[13件]	② 同左[8件]
	③ 事件処理件数(警告)[1件]	③ 同左[6件]	③ 同左[10件]	③ 同左[3件]	③ 同左[3件]
	④ 事件処理件数(注意(注2))[55件]	④ 同左[56件]	④ 同左[38件]	④ 同左[40件]	④ 同左[39件]
	⑤ 対象事業者数(法的措置)[132名]	⑤ 同左[39名]	⑤ 同左[51名]	⑤ 同左[41名]	⑤ 同左[46名]
	⑥ 対象事業者数(警告)[5名]	⑥ 同左[6名]	⑥ 同左[11名]	⑥ 同左[3名]	⑥ 同左[3名]
	⑦ 課徴金額[171億4303万円]	⑦ 同左[85億1076万円]	⑦ 同左[91億4301万円(注7)]	⑦ 同左[18億9210万円]	⑦ 同左[2億6111万円]
	⑧ 課徴金納付命令等の対象事業者数[128名]	⑧ 同左[31名]	⑧ 同左[32名(注7)]	⑧ 同左[32名]	⑧ 同左[18名]
	⑨ 一事業者当たりの課徴金額[1億3392万円]	⑨ 同左[2億7454万円]	⑨ 同左[2億8571万円(注8)]	⑨ 同左[5912万円]	⑨ 同左[1450万円]
	⑩ 刑事告発件数[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]	⑩ 同左[1件]	⑩ 同左[0件]
	⑪ 課徴金減免申請件数[61件]	⑪ 同左[102件]	⑪ 同左[124件]	⑪ 同左[103件]	⑪ 同左[72件]
	⑫ 課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数(注3)[4件]	⑫ 同左[7件]	⑫ 同左[9件]	⑫ 同左[11件]	⑫ 同左[7件]
	⑬ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間[約15か月(うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間)](注4)	⑬ 同左[約20か月(同左約3か月)]	⑬ 同左[約15か月(同左約2か月)]	⑬ 同左[約17か月(同左約2か月)]	⑬ 同左[約12か月(同左約2か月)]
	⑭ ⑮ 日刊新聞の報道量(注5)[5,505行]	⑭ 同左[6,450行]	⑭ 同左[6,077行]	⑭ 同左[6,684行]	⑭ 同左[5,595行]
⑮ 法的措置によって保護された消費者利益額(注6)[約1164億円]	⑮ 同左[約346億円]	⑮ 同左[約749億円]	⑮ 同左[約654億円]	⑮ 同左[約29億円]	
年度ごとの目標値	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除するとともに、独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。				

(注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

(注2) 小売業に係る不当販売事件で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。

(注3) 平成28年5月31日以前に課徴金減免制度に係る申請を行い、同制度の適用を受けた事業者のうち、適用を受けたことを公表することを申し出た事業者及び平成28年6月1日以降に同制度に係る申請を行った事業者のうち、同制度の適用を受けた事業者については、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率を公表している。また、課徴金減免制度に係る申請の時期に関わらず、同制度に係る申請を行った事業者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない事業者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない事業者のうち、公表することを申し出た事業者を公表している。

(注4) 意見聴取手続は平成27年4月1日から導入された制度であり、平成26年度以前は「うち意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間」に該当するものはない。

(注5) 新聞の1段を約70行として計算している。

(注6) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることで推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。

(注7) 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。)に基づく決定後の数字である。

(注8) 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対応状況	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>小売業に係る不当廉売申告件数 ① 同左[5,620件]</p> <p>小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[982件] ② 同左[841件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[5,210件]</p> <p>② 同左[841件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[5,966件]</p> <p>② 同左[1,155件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[4,482件]</p> <p>② 同左[457件]</p>	<p>以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。</p> <p>① 同左[2,617件]</p> <p>② 同左[227件]</p>
年度ごとの目標値	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。				

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>優越的地位濫用①事件に係る申告件数[262件]</p> <p>優越的地位濫用②事件における注意件数[47件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[177件]</p> <p>② 同左[50件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[195件]</p> <p>② 同左[46件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[141件]</p> <p>② 同左[48件]</p>	<p>優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。</p> <p>① 同左[253件]</p> <p>② 同左[56件]</p>
年度ごとの目標値	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。				

実績評価書資料

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに，酒類，石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。また，優越的地位の濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 28 年度～平成 30 年度）。

3. 評価の実施時期

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況

公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

ア 申告件数

平成28年度から平成30年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数（小売業に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件に係る申告を除く。）はそれぞれ表1のとおりである。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともに、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表1 申告件数の推移（小売業に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件に係る申告を除く。）
（単位：件）

年度	28年度	29年度	30年度
申告件数	939（▲0.5%）	955（1.7%）	750（▲21.5%）

（注）（ ）内は対前年度増加率である。

イ 事件処理の状況

（ア）平成28年度から平成30年度の事件処理の状況（不当廉売事案で迅速処理^{（注）}により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。）は、表2のとおりである。

（注） 申告（独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告）のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。

表2 事件処理件数（小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。）
（単位：件，名）

年度	28年度	29年度	30年度
事件処理件数	82（12.3%）	70（▲14.6%）	64（▲8.6%）
法的措置	11（22.2%）	13（18.2%）	8（▲38.5%）
終了（違反認定）	1（－）	1（0.0%）	0（▲100.0%）
警告	10（66.7%）	3（▲70.0%）	3（0.0%）
注意	38（▲32.1%）	40（5.3%）	39（▲2.5%）
打切り	22（100.0%）	13（▲40.9%）	14（7.7%）
対象事業者等の数	62（37.8%）	44（▲29.0%）	49（11.4%）
法的措置	51（30.1%）	41（▲19.6%）	46（12.2%）
警告	11（83.3%）	3（▲72.7%）	3（0.0%）

（注1）（ ）内は対前年度増加率である。

（注2） 「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事

件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注3) 「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反する疑いがある場合等に行う措置をいう。

(注4) 「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。

(注5) 「打ち切り」とは、独占禁止法に違反する行為が認められない等により審査を打ち切ることをいう。

(イ) 平成28年度から平成30年度に処理した事件を行為類型別にみると、表3及び表4のとおりである。

表3 違反被疑行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。）

（単位：件）

内容		28年度		29年度		30年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
私 的 独 占		0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	4	4.9%	5	7.1%	14	21.9%
	入札談合	5	6.1%	5	7.1%	4	6.3%
	受注調整	4	4.9%	6	8.6%	3	4.7%
	その他のカルテル（注2）	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	15	18.3%	16	22.9%	21	32.8%
不公正な取引方法（注3）		65	79.3%	50	71.4%	37	57.8%
そ の 他（注4）		2	2.4%	4	5.7%	5	7.8%
合 計		82	100%	70	100%	64	100%

(注1) 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

(注2) 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注3) 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

(注4) 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

表4 法的措置の違反行為類型別内訳

(単位：件)

内容		28年度		29年度		30年度	
			構成比		構成比		構成比
私 的 独 占		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
カ ル テ ル 等	価格カルテル（注1）	1	9.1%	1	7.7%	1	12.5%
	入札談合	5	45.5%	5	38.5%	3	37.5%
	受注調整	3	27.3%	5	38.5%	3	37.5%
	その他のカルテル（注2）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	9	81.8%	11	84.6%	7	87.5%
不公正な取引方法（注3）		2	18.2%	1	7.7%	1	12.5%
そ の 他（注4）		0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%
合 計		11	100%	13	100%	8	100%

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3） 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能又は活動の不当な制限等である。

また、各年度において法的措置を採った事件及び警告を行った事件の概要は次のとおりである。

a 平成28年度

壁紙の販売業者による価格カルテル事件、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件など入札談合事件5件、東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者による受注調整事件など受注調整事件3件、キャンプ用品の再販売価格の拘束事件、農業協同組合による拘束条件付取引事件について法的措置を採ったほか、証券会社による欧州国債に係る受注調整事件、義務教育諸学校で使用する教科書の発行者による不当な利益による顧客誘引事件9件について警告を行った。

b 平成29年度

ハードディスクドライブ製造業者向けサスペンションの製造販売業者による価格カルテル事件、東京都が発注する個人防護具の入札談合事件など入札談合事件5件、東日本旅客鉄道株式会社が発注する制服の販売業者による受注調整事件など受注調整事件5件、農業協同組合による取引条件の差別取扱い事件、LPガス協会による一定の事業分野におけ

る事業者の数の制限事件について法的措置を採ったほか、電力会社による差別対価事件、食品スーパーを営む小売業者による野菜の不当廉売事件2件について警告を行った。

また、電子商店街の出品者との取引における拘束条件付取引事件では、審査の過程において、違反被疑事業者から改善措置の申出がなされたところ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

c 平成30年度

近畿地区に店舗を設置する百貨店業者による優待ギフト送料の額のカルテル事件、宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札等の談合事件など入札談合事件3件、全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者による受注調整事件など受注調整事件3件、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事に係る取引における競争者に対する取引妨害事件1件について法的措置を採ったほか、岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件など優越的地位の濫用事件2件、タクシー事業協同組合による拘束条件付取引事件について警告を行った。

また、民泊事業者と民泊サービス仲介サイトの運営事業者との取引における排他条件付取引事件などデジタルプラットフォーム等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件3件では、審査の過程において、違反被疑事業者から改善措置の申出がなされたところ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

ウ 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は、表5のとおりである。

表5 課徴金額等の推移

年度	28年度	29年度	30年度
課徴金額（万円）	914,301	189,210	26,111
対象事業者数（名）	32	32	18
一事業者当たりの課徴金額（万円）	28,571	5,912	1,450

エ 刑事告発の状況

公正取引委員会は、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成29年度においては、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、平成30年3月23日、土木工事の請負業等を営む法人4社及び4社のうち2社の中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名を、検事総長に告発した。

東京地方検察庁は、平成30年3月23日に起訴し、同年10月22日、東京地方裁判所において、被告会社2社に対し、1億8000万円から2億円の罰金の有罪判決が出された。

表6 刑事告発件数 (単位:件,名)

年度	28年度	29年度	30年度
告発件数	0	1	0
対象事業者数	0 (0)	4 (6)	0 (0)

(注) 対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

オ 課徴金減免申請の状況

平成28年度から平成30年度における課徴金減免申請の件数は表7のとおりであり、また、平成28年度、平成29年度及び平成30年度に法的措置を採った入札談合、価格カルテル等それぞれ9件、11件、7件について、当該制度が適用されたことが公表されている。

表7 課徴金減免申請件数等の推移 (単位:件,名)

年度	28年度	29年度	30年度
申請件数	124	103	72
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	9	11	7
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	9	11	7
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	28	35	21

カ 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

平成28年度から平成30年度において法的措置を採った全事件の平均事件処理期間は表8のとおりである。

なお、平成27年4月に施行された独占禁止法改正法により意見聴取手続の制度が導入されたところ、意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間はいずれの年度においても約2か月であった。

表 8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

年度	28 年度	29 年度	30 年度
平均事件処理期間	約 15 か月 (約 2 か月)	約 17 か月 (約 2 か月)	約 12 か月 (約 2 か月)

(注) () 内は、平均事件処理期間のうち、意見聴取手続開始から法的措置までの平均期間である。

キ 日刊新聞の報道量

平成 28 年度から平成 30 年度に法的措置等を探り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新聞の報道量は、表 9 のとおりである。

表 9 日刊新聞の報道量 (単位:行)

	28 年度		29 年度		30 年度	
	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの平均報道量
告発	—	—	2,072	2,072	—	—
法的措置	3,375	307	2,325	332	3,444	689
終了 (違反認定)	55	55	55	55	—	—
警告	2,647	1,324	738	369	345	173
注意	—	—	435	435	—	—
打切り	—	—	1,059	1,059	1,806	602
合計	6,077	434	6,684	514	5,595	560

(注 1) 公正取引委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。

(注 2) 新聞の 1 段は約 70 行である。

(注 3) 「公表 1 件当たりの平均報道量」とは、公正取引委員会が公表した法的措置等に係る日刊新聞の報道量を公表回数で除したものである。

(注 4) 表中の「—」は、公正取引委員会が把握しているものの中に該当する報道が含まれていないことを示す。

ク 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 28 年度から平成 30 年度までにカルテル・入札談合・受注調整等に対して法的措置を採った各事件の市場規模は各年度でそれぞれ年間約 2497 億円、約 2180 億円及び約 98 億円である。これら事件について、法的措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における商品又は役務の 10%の

価格引上げが3年間継続して行われることとなったと仮定すると、法的措置を採ったことにより、少なくとも、平成28年においては約749億円、平成29年度においては約654億円、平成30年度においては約29億円の相当する消費者利益が保護されたと推定^(注)される。

なお、平成29年度及び平成30年度では、前記(イ) b及びcのとおり、デジタルプラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件の審査の過程において、違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事件がそれぞれ1件、3件あった。これら事案で保護された消費者利益も考慮すると、公正取引委員会において市場規模を把握していないものはあるが、この2年度において実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなものであると考えられる。

(注) 消費者利益は、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。

消費者利益を推定するに当たっては、厚生損失（デッドウェイトロス〔死荷重損失〕ともいう。消費者が、カルテル等による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるといふ損失のこと。）を消費者利益とする考え方もあるが、本推定においては、消費者から事業者が得た不当な利得を消費者利益としている。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表10 法的措置によって保護された消費者利益額（推定）の推移（単位：億円、件）

年度	28年度	29年度	30年度
保護された消費者利益（推定）	約749	約654	約29
測定対象とした法的措置件数	11	13	8

(2) 酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間

不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品（以下「3品目」という。）の小売業における事案の処理においては、申告のあった事案に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、3品目に係る不当廉売事案について、平成28年度

から平成 30 年度における平均処理期間は、表 11 のとおりであった。

表 11 3 品目の小売業における不当廉売事件の処理状況

年度	28 年度	29 年度	30 年度
平均処理期間	2.0 か月	1.9 か月	1.7 か月
2 か月以内に処理した案件の割合	82.9%	86.3%	91.4%

(3) 酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況

平成 28 年度から平成 30 年度における酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売申告件数及び注意件数は、表 12-1 のとおりであった。

また、平成 28 年度から平成 30 年度における小売業に係る不当廉売事案の迅速処理による注意の内訳については、表 12-2 のとおりであった。

表 12-1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事案の迅速処理（注意）の状況
(単位：件)

年度	28 年度	29 年度	30 年度
小売業に係る不当廉売申告件数	6,090 (16.9%)	4,482 (▲26.4%)	2,617 (▲41.6%)
不当廉売事案における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,155 (37.3%)	457 (▲60.4%)	227 (▲50.3%)

(注 1) () 内は対前年度増加率である。

(注 2) 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表 12-2 小売業に係る不当廉売事案の迅速処理（注意）の内訳
(単位：件)

年度	酒類	石油製品	家電用 電気製品	その他	合計
28 年度	420	732	1	2	1,155
29 年度	96	352	4	5	457
30 年度	22	194	0	11	227

(4) 優越的地位濫用事件の平均処理期間

平成 21 年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を設置し、優越的地位濫用事案に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。優越タスクにおける事案の処理においては、目標処理期間を原則 50 日以内としているところ、優越タスクにおいて処理した優越的地位濫用事案について、平成 28 年度から平成 30 年度における平均処理期間は、表 13 のとおりであっ

た。

表 13 優越的地位濫用事件の平均処理期間

年度	28 年度	29 年度	30 年度
平均処理期間	36 日	41 日	48 日
50 日以内に処理した案件の割合	65.2%	68.8%	57.1%

(5) 優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な対処状況

平成 28 年度から平成 30 年度における優越的地位濫用事件に係る申告件数及び優越タスクにおける注意件数は、表 14-1 のとおりであった。

また、平成 28 年度から平成 30 年度の優越タスクにおける注意事項の行為類型を取引形態別にみると、表 14-2 のとおりであった。

表 14-1 優越的地位濫用事件に係る申告件数及び優越タスクにおける処理（注意）の状況
（単位：件）

年度	28 年度	29 年度	30 年度
優越的地位濫用事件に係る申告件数	195 (10.2%)	141 (▲27.7%)	253 (79.4%)
優越タスクにおける注意件数	46 (▲8.0%)	48 (4.3%)	56 (16.7%)

(注) () 内は対前年度増加率である。

表 14-2 優越タスクにおける注意事項の行為類型一覧（平成 28 年度から平成 30 年度の合計）
（単位：件）

	冠婚葬祭業者に対する納入取引	小売業者に対する納入取引	物流取引	宿泊業者に対する納入等取引	卸売業者に対する納入取引	飲食業者に対する納入等取引	その他の取引	合計
購入・利用強制	10	11	11	14	3	1	5	55
協賛金等の負担の要請	7	33	1	4	8	0	6	59
従業員等の派遣の要請	1	55	1	0	1	0	1	59
その他の経済上の利益の提供の要請	6	4	8	4	0	1	5	28
返品	1	10	0	0	1	0	1	13

支払遅延	0	2	15	1	0	0	0	18
減額	0	7	22	1	1	0	1	32
取引の対価の一 方的決定	0	2	4	0	0	0	1	7
不当な給付内容 の変更及びやり 直し	0	0	9	0	0	0	0	9
その他	1	0	9	0	0	0	1	11
合計	26	124	80	24	14	2	21	291

※ 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、3年度の優越タスクにおける注意件数の合計（150件）と行為類型の内訳の合計数（291件）とは一致しない。

6. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を維持・促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合・受注調整）、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用は必要不可欠である。

イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及び、公正かつ自由な競争を阻害する可能性があることから、その前に迅速な処理を行う必要がある。また、大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、当該廉売を排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

ウ 優越的地位濫用事件の処理

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える優越的地位の濫用は、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものである。また、広く中小事業者が取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすいことから、効率的かつ効果的な調査を通じて違反行為の未

然防止や早期是正のための措置を講じていく必要がある。

(2) 有効性

ア 独占禁止法違反事件の処理

(7) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件への対処として、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為が認められた場合には法的措置を、違反行為の疑いがある場合等には警告を、また、違反につながるおそれがある行為がみられた場合には注意を行っている。法的措置は、当該違反行為の破棄及び再発防止のための措置を命じるものであり、直接、公正かつ自由な競争を促進させるものである。一方、警告は関係事業者等に対し、その行為を取りやめること等を文書で指導し、公表を行うものであり、また、注意は、違反行為を未然に防ぐため、事業者に対し独占禁止法の趣旨を説明し、理解させた上で行っているものであることから、警告又は注意であっても、公正かつ自由な競争の維持・促進に資するものであるといえる。

平成28年度ないし平成30年度における事件処理の状況は、表2のとおりである。これら3年度の間では、平成30年度の法的措置の件数が最も少ないが、その要因の1つとして、民泊サービス仲介サイト、ペット仲介サイトとスマートフォンという様々なIT・デジタル関連分野で、事業者による単独行為事件に積極的に取り組んでいるところ、こうした事件において、平成30年度には、審査の過程において違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事件が3件あったためであると考えられる。

これらの事案は、競争上の問題が解消する措置が採られているという点では、法的措置と同程度の効果があったと考えられる。平成30年12月30日からは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「TPP整備法」という。）により、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続（以下「確約手続」という。）が導入されているところであり、今後は同手続による事件処理も行われるようになることが見込まれる。

また、法的措置件数の内訳を見ると、表4のとおり、いずれの年度も、価格カルテルや受注調整等の案件が半数以上を占めているものの、その分野は、住宅等の壁紙、ハードディスクドライブに用いられる部品、ギフト送料といった国民生活に密接に関連した商品に関する違反行為に対して措置を採ったものであった。

平成29年度には約22年ぶりとなる事業者団体による事業者の数の制限

事件に関して法的措置を採ったほか、平成30年度には公共入札に係る競争者に対する取引妨害事件について措置を採るなど、多様な事件審査を行っている。このような多様な事件の処理を行うことにより、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点からも有効である。

(イ) 課徴金納付命令の状況

平成28年度から平成30年度における課徴金納付命令の状況は、表5のとおりである。違反事業者等に対し相応の金銭的不利益を課すことは、カルテル等の違反行為の未然防止に有効であるところ、平成16年度以降平成27年度までのほとんどの年度において100億円を超えて推移していたが、平成28年度においては91億4301万円、平成29年度においては18億9210万円、平成30年度においては2億6111万円となっており、直近2年度は大きく課徴金額が減少した。課徴金は違反行為期間中の対象商品若しくは役務の売上高又は購入額に事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を乗じて算出するところ、1事件当たりの市場規模が小さかったこと、適用される算定率が小さかったこと、違反行為期間が短かったことが、課徴金額が減少した理由と考えられる。

他方、3年間の課徴金額の多寡のみで審査活動の有効性を評価することは適当ではないと考えられ、平成29年度及び平成30年度に課徴金の対象となった法的措置の件数は、それ以前の年度と比べて大きく減少しておらず、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整事件に対して厳正に対処したといえる。また、違反行為期間が短かった事案に関していえば、公正取引委員会による立入検査や他の事件における法的措置を契機として違反行為が取りやめられたために短期間となったものであり、これは、公正取引委員会による取組が違反行為の早期是正に有効であったことを示しているものと考えられる。

(ウ) 刑事告発の状況

公正取引委員会が積極的に刑事告発を行うことは、事業者への警鐘にもなることから、独占禁止法違反行為の未然防止につながり、公正かつ自由な競争を促進する上で有効といえるところ、前記5(1)エのとおり、平成29年度には、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、刑事告発を行っている。本件は、我が国を代表する総合建設業者の行為であった。また、違反行為の対象となった工事は、全国新幹線鉄道整備法に基づく、中央新幹線の工事であり、かつ、財政投融资資金による貸付の対象とされているなど、高度に公共的な財・サービスに関する事件であり、国民生活に広範な影響を与える悪質、重大事案であった。

(I) まとめ

平成 28 年度ないし平成 30 年度において、前記(ア)ないし(ウ)のとおり、限られた人員の中で、国民生活に密接な関連を有する分野の事件や消費者に身近な商品の事件等について法的措置等を探るとともに、公共入札に係る競争者への取引妨害など多様な事件審査を行ってきた。また、IT・デジタル関連分野では、平成 28 年度に情報提供窓口を設置し、積極的な審査活動を行ったほか、審査の過程で事業者から改善措置の申出がなされ、合計 4 件の審査を終了した。

違反行為が排除されたことによって、違反行為が継続されていれば消費者が価格引上げ等によって失っていたであろう利益が保護されたと考えられるところ、表 10 のとおり、平成 28 年度から平成 30 年度において、少なくとも約 749 億円、約 654 億円及び約 29 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。そして、平成 29 年度及び平成 30 年度には、事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事案がそれぞれ 1 件、3 件あったこと、警告、違反認定を行ったが法的措置を採らなかった案件を含め、公正取引委員会が独占禁止法違反行為等に対し厳正に対処したことにより、排除措置命令等の対象となった事業者以外にも、カルテル・入札談合等を行わないようコンプライアンス意識を高めた事例が存在すると考えられることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より相当程度大きなものであると考えられる。

また、法的措置等の事案の内容を公表した結果、表 9 のとおり、日刊新聞の報道量及び公表 1 件当たりの平均報道量は、平成 28 年度では 6,077 行及び 434 行、平成 29 年度では 6,684 行及び 514 行、平成 30 年度では 5,594 行及び 560 行であった。平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、全体の報道量及び公表 1 件当たりの平均報道量は、5,500 行及び 400 行以上でそれぞれ推移している。このように、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することは、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知されることによって、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

以上から、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、本件取組については、社会的ニーズに対応しつつ、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に実施されており、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

イ 小売業における不当廉売事件の処理

前記 6 (1)イのとおり、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返す傾向

があり、迅速な処理が中小事業者に対する不当廉売の悪影響の広がりを未然に防止し、公正かつ自由な競争の維持・促進に有効であるといえる。このため、3品目の小売業における不当廉売事案については、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は表11のとおり、平成28年度においては2.0か月、平成29年度においては1.9か月、平成30年度においては1.7か月であり、いずれの年度においても目標が達成された。

また、小売業に係る不当廉売の注意件数が、表12-2のとおり、平成28年度は1,155件、平成29年度は457件、平成30年度は227件と期間中約80%減少している点については、主要な端緒源である申告の件数が表12-1のとおり減少していることに主に起因するものであると考えられる。これは、3品目の1つである酒類に関して、改正酒類業組合法の施行及び酒類の公正な取引に関する基準の策定・施行を契機として、酒類販売業者の遵法意識が高まったことが要因の1つであると考えられる。

ただし、申告件数の減少率(平成28年度6,090件→平成30年度2,617件。約57%減。)よりも注意件数の減少率の方が大きくなっている。これは、長年にわたる不当廉売事件への取組の結果、小売業者の間で独占禁止法への理解が高まったことなどにより、独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したことが一つの要因であると推測され、また、これが申告件数の減少にもつながっていると考えられる。

以上のことから、3品目の小売業における不当廉売事件についての迅速な処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

ウ 優越的地位濫用事件の処理

優越的地位の濫用は、広く中小事業者が濫用行為の対象となるものであり、経済の好循環を中小企業や地域社会に確立させる妨げになるものであることから、効率的かつ効果的な処理が、中小事業者が取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けることを抑止し、公正かつ自由な競争を維持・促進することに有効であるといえる。

このため、優越的地位濫用事件の処理については、目標処理期間を原則50日以内としているところ、平均処理期間は、表13のとおり、平成28年度においては36日、平成29年度においては41日、平成30年度においては48日であり、いずれの年度においても目標が達成された。

優越タスクにおける注意件数は、表14-1のとおり、平成28年度においては46件、平成29年度においては48件、平成30年度においては56件と年々増加しているほか、注意の対象となった取引形態及び行為類型は、表14-2のとおり多岐にわたっている。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った事案について、関係事業者の

取引先事業者からヒアリングを行うなどフォローアップ調査を行っているところ、平成 30 年度に実施したフォローアップ調査 6 件のうち、5 件において取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

さらに、平成 30 年度においては、岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、優越タスクにより審査を行い、警告・公表を行った。

このような優越タスクによる処理は、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点から有効である。

以上のことから、優越的地位濫用事件についての効率的かつ効果的な処理は、中小事業者が取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けることを抑止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったと評価できる。

(3) 効率性

ア 独占禁止法違反事件の処理

(7) 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合・受注調整事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足掛かりとして違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。

平成 28 年度から平成 30 年度に法的措置を採った 9 件、11 件、7 件の全てのカルテル・入札談合・受注調整事件において、当該制度が適用された。

(4) 法的措置を採った全事件の平均処理期間

平成 27 年度に審判制度が廃止され、直接訴訟制度に移行するとともに、それまでの処分前手続を充実させるために、事前通知に代えて意見聴取手続が導入された。平均処理期間について、平成 27 年度と平成 28 年度から平成 30 年度とを比較すると、平成 27 年度は約 20 か月であったところ、平成 28 年度から平成 30 年度は、表 8 のとおり、それぞれ約 15 か月、約 17 か月及び約 12 か月となっており、それぞれ 5 か月、3 か月、8 か月短縮されている。

その要因について検討するに当たり、平均処理期間のうち、意見聴取手続開始から法的措置までの期間を比較すると、平成 27 年度は約 3 か月であったが、平成 28 年度から平成 30 年度においてはいずれの年度も約 2 か月であり、短縮された意見聴取手続の期間は約 1 か月であった。

平成 28 年度及び平成 30 年度は、短縮された意見聴取手続の期間以上に大きく平均処理期間が短縮されている。この 2 年度において特に平均処理期間が短かったのは、公正取引委員会に事件審査のノウハウが多く蓄積されている官公需の入札談合事件であり、また、それらの事件のうちいくつ

かは、法的措置の名宛人となった事業者が重複していた。こうしたことが平均処理期間を押し下げた側面はあると思われるものの、効率的な事件審査が行われたものと考えられる。

(ウ) 法的措置によって保護された消費者利益額

平成 28 年度から平成 30 年度における全ての措置（警告等を含む。）に要した費用^(注)は平成 28 年度は約 47 億円、平成 29 年度及び平成 30 年度は約 48 億円であるところ、前記 5 (1) クのとおり、法的措置によって保護されたと推定される消費者利益は、約 749 億円、約 654 億円及び約 29 億円であり、平成 28 年度及び平成 29 年度においては、事件処理に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

平成 30 年度は、法的措置によって保護されたと推定される消費者利益が過去 2 年度と比べると大幅に少なく、事件処理に要した費用を下回っているが、平成 30 年度には、審査の過程において違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した 3 件の事件の消費者利益額を考慮すると、平成 30 年度に保護された消費者利益は、同年に事件処理に要した費用を超えるものになっていると考えられる。

(注) 平成 28 年度から平成 30 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む。）の人件費及び審査業務に係る経費。

(I) まとめ

前記 (ア) ないし (ウ) の状況から、本件取組は効率的であったと認められる。また、平成 29 年度及び平成 30 年度には、審査の過程で違反被疑事業者から改善措置の申出がなされ、違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した単独行為事案事件が合計 4 件あった。これらの事案は、競争上の問題が解消する措置が審査の過程で採られていることから、効率的な事件処理に資するものであったと評価できる。

法的措置を採った事件の処理期間については、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮に努めていくことが必要である。

イ 小売業に係る不当廉売事件の処理

小売業に係る不当廉売について、平均処理期間が平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 2.0 か月、1.9 か月、1.7 か月と短縮されている傾向にあることから、本件取組については効率的に行われたと評価できる。

ただし、平成 28 年度から平成 30 年度の各年度において、処理期間が 2 か月を超えた事案の割合が、それぞれ、約 17%、約 14%及び約 9%であり、

当該割合は減少傾向にあるものの、より一層の効率化に努めていくことが必要である。

ウ 優越的地位濫用事件の処理

優越的地位濫用事件について、注意件数が年々増加している中、各年度の平均処理期間が目標である 50 日以内を達成していることから、本件取組については効率的に行われたと評価できる。

ただし、平成 28 年度から平成 30 年度の各年度において、処理期間が 50 日を超えた事案の割合が、それぞれ、約 35%、約 31%及び約 43%となっており、より一層の効率化に努めていくことが必要である。

(4) 総合評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関の共通区分

相当程度進展あり

(1) 判断根拠

独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対する厳正な対処によるこれらの排除状況については、平成 28 年度から平成 30 年度における事件処理において、それぞれ、11 件、13 件、8 件の法的措置を採ったところ、平成 26 年度、27 年度の法的措置件数（それぞれ 10 件、9 件）と比較して横ばいとなっている。一方で、平成 28 年度から平成 30 年度までの間においては、平成 29 年度及び平成 30 年度には、デジタルプラットフォーム等の IT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事件に積極的に取り組み、違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した事件がそれぞれ 1 件、3 件あったこと、3 年度にわたり、それぞれ 10 件、3 件、3 件の警告を行ったこと、平成 29 年度には 1 件の刑事告発を行ったこと、また、各年度において、約 749 億円、約 654 億円及び約 29 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどから、3 年度を通してみれば、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が行われたことにより、これら行為が相応に排除されたと考えられる。したがって、本指標については、相当程度進展があったものと評価できる。

3 品目の小売業における不当廉売事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則 2 か月以内を達成した。

また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処状況としての注意件数は、年々減少しているものの、申告件数が大幅に減少していることを踏まえれば、独占禁止法への理解が高ま

り、独占禁止法違反につながるおそれのあるコスト割れ販売が減少したこともあるものと推測され、相当程度進展があったものと考えられる。

優越的地位濫用事件の平均処理期間は、各年度において目標である原則50日以内を達成した。注意件数も、年々増加しており、相当程度進展があったものと考えられる。

以上のとおり、平成28年度から平成30年度にかけて、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講じることにより、独占禁止法に違反する私的独占、カルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処しているとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処や優越的地位濫用事件の効率的かつ効果的な対処を行っていることから、独占禁止法違反行為を排除することにより公正かつ自由な競争を維持・促進するとの目標に対して相当程度進展があったものと考えられる。

イ 施策の分析

前記のとおり、法的措置の件数それ自体はおおむね横ばいであるものの、国民生活に影響の大きい分野を含む社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に法的措置やそれに限らない形で柔軟に競争上の問題を解消させたこと、不当廉売事案について、その処理期間が短縮されていること、優越的地位濫用事件について、目標処理期間を達成しつつ注意件数が年々増加していること等、測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できると考えられる。

法的措置を採った全事件の平均事件処理期間について、前回の平成28年度の政策評価において、平成27年度において平均処理期間が約20か月と大幅に長期化したことの要因として、直接訴訟制度の移行に伴いより慎重な立証を行わざるを得なかったことが原因であると分析し、この点について、適切な立証水準の見極めとより効率的な事件審査の必要性を課題としていたが、平成28年度以降の平均処理期間は、平成27年度と比べて大幅に短縮しており、より効率的な事件審査や意見聴取手続を行ったと評価できると考えられる。

また、3品目の小売業における不当廉売事案については、平均処理期間が短縮し、効率化していることから、今後も、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

さらに、優越的地位濫用事件については、目標処理期間を達成しつつ、注意件数が年々増加していることから、今後も、より一層、効率的かつ効果的

な処理に努めていく必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件の迅速な対処、優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的な対処を推進し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

(1) 測定指標

引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、各測定指標とも、現在の目標を維持することとする。

また、平成30年12月30日に施行されたTPP整備法により、独占禁止法違反に確約手続が導入され、今後は同手続による事件処理も行われるようになることが見込まれる。そのため、確約手続による事件処理件数や保護された消費者利益額を実績値に加えていくこととする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会での各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 事案処理の迅速性を強調するのではなく、公正取引委員会が行った判断の「妥当性」を評価してはどうか。例えば、何らかの「適切な価格設定」といえる水準を想定し、そのような行動が関連する事業者でとられているかどうかを、事後のヒアリング等で確認してはどうか。</p> <p>(通常、排除措置命令等を行うことで、事業者が違反行為を取りやめるため、その後の事業者の行動等を確認していない。今年度、官房総務課と協力しながら、特定の事件で法執行が市場に与えた影響を把握する取組を行っている旨回答した。)</p>	中村委員
<p>○ 日刊新聞の報道量は、何を測定するための測定指標なのか。何か目的があり、それを測るための指標であると思うので、その目的を評価に記載してはどうか。</p> <p>(意見を踏まえ、実績評価書14頁「(エ) まとめ」27行目ないし30行目に加筆を行った。)</p>	田辺委員
<p>○ フリーランスで働く人が増えると、今までは労働法で守られてきたような人が守られなくなる。その際により重要になるのは競争法の役割だと思うので、そうした人たちに対して独占禁止法等の競争法の情報を積極的に周知することで、申告件数を</p>	小林委員

<p>増加させられるのではないか。</p> <p>（フリーランスの取引で独占禁止法上問題となり得る行為として優越的地位の濫用が挙げられる。優越的地位の濫用の被害者は独占禁止法違反と認識していたとしても報復を恐れて申告をしない場合があるものの、フリーランスの取引は独占禁止法の問題となり得ることを引き続き周知していきたい旨回答した。）</p>	
<p>○ 事業者が、違反行為の認定に納得をしたのか、又は違反行為の認定に納得せずに審判や取消訴訟を提起したのか、その違いを分析することで公正取引委員会の判断の妥当性を検証してはどうか。</p> <p>（把握している限り、そもそも違反行為に当たらないとして、事業者が審判又は取消訴訟を提起した事案はそれほど多いわけではないと承知している旨回答した。）</p>	池谷委員